

令和7年度の国民健康保険税が変わります

◆税率、課税限度額が変わります

国民健康保険税は、次の表の医療分・後期高齢者支援分・介護分の合計額が各世帯の世帯主に課税されます。国民健康保険法施行令の改正に伴い、下記表のとおり変更となります。

区 分		税率・税額		課税限度額	
		改正前	改正後	改正前	改正後
医療分	1 所得割(所得に対して)	6.8%	7.5%	65万円	66万円
	2 資産割(固定資産税額に対して)	40.0%	0.0%		
	3 均等割(一人あたり)	27,000円	31,000円		
	4 平等割(一世帯あたり)	35,000円	22,000円		
後期高齢者支援分	5 所得割(所得に対して)	2.5%	3.2%	24万円	26万円
	6 資産割(固定資産税額に対して)	10.0%	0.0%		
	7 均等割(一人あたり)	7,200円	13,000円		
	8 平等割(一世帯あたり)	9,300円	9,000円		
介護分 (40~64歳の人)	9 所得割(所得に対して)	1.5%	2.0%	17万円	
	10 資産割(固定資産税額に対して)	10.0%	0.0%		
	11 均等割(一人あたり)	12,100円			
	12 平等割(一世帯あたり)	6,800円			

◆軽減判定基準額が変更になります

国民健康保険税は前年中の世帯の総所得金額が一定額以下の場合に、国民健康保険税の均等割・平等割額を減額し、負担を軽くする軽減制度があります。

令和7年度は、地方税法等における給与所得控除等の見直しによる国民健康保険法施行令並びに、町国保条例の改正に伴い、均等割・平等割の軽減判定所得の基準額が変更になりました。

※ただし、所得が一定以上の場合や、未申告者がいる世帯の場合は軽減措置がありません。

軽減の割合	基準額	
	改正前	改正後
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数※1 - 1) 以下	
5割軽減	43万円 + (29万5千円 × 被保険者数※2) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	43万円 + (30万5千円 × 被保険者数※2) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
2割軽減	43万円 + (54万5千円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	43万円 + (56万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

※1 給与所得者等の数とは、下記に該当する者の合計数

- ・給与等の収入が50万円を超える者
- ・65歳未満で公的年金等の収入額が60万円を超える者。
- ・65歳以上で公的年金等の収入額が110万円を超える者。

※但し東北町国民健康保険税条例 附則第9項の改正により特例として当分の間125万円とする。

※2 被保険者数とは、国保加入者と国保から後期高齢者に移行した旧加入者の合計数

国民健康保険制度は、加入者の皆さんが納めた国民健康保険税や国の補助金などによって成り立っています。だれもが安心して医療が受けられる、この国民健康保険制度を支えていくために国民健康保険税は納期までに納めましょう。

今年度の国民健康保険税額は7月中旬に世帯主宛に郵送する納税通知書でお知らせします。